

第8回 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和4年11月17日（木）
10:00～11:00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 議題

（1）担当幹事からの報告

- ・調査、広報、シンポジウム 各担当幹事から報告 など

（2）分科会等

- ・分科会2、3 状況報告 など

（3）総会の進め方等

- ・開催時期、議題案 など

3. その他

【内閣官房から】

- ・実態把握調査の2次利用及び特別集計について
- ・総合経済対策について など

4. 閉会

【配付資料】

- 資料1 第2回シンポジウム開催報告（分科会1関係）
- 資料2－1① 分科会2中間整理（概要・本文）、活動報告
- 資料2－1② 第3回シンポジウム企画概要（案）（分科会2関係）
- 資料2－2 分科会3関連
- 資料3 令和4年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会について（案）
- 資料4－1 実態把握調査の2次利用及び特別集計について
- 資料4－2 総合経済対策について

令和4年11月17日

第8回 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 幹事会(オンライン)参加団体一覧

団体名	出席者 (⇒代理出席又は欠席)	幹事会 へ一任
全国社会福祉協議会	清家 篤(せいけ・あつし)会長 ⇒代理出席 高橋良太 地域福祉部長	—
全国社会福祉法人経営者協議会	磯 彰格(いそ・あきただ)会長 ⇒代理出席 宮内良樹 法人振興部副部長	—
認定NPO法人日本NPOセンター	吉田 建治(よしだ・けんじ)事務局長	—
NPO法人新公益連盟	白井 智子(しらい・ともこ)代表理事 ⇒代理出席 井澤徹 孤独・孤立担当	—
NPO法人あなたのいばしょ (SNS相談コンソーシアム)	大空 幸星(おおぞら・こうき)理事長 上原 純枝(うえはら・すみえ)チャット相談 事業部長	—
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク	清水 康之(しみず・やすゆき)代表 ⇒代理出席 根岸親 副代表	—
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	堀井 茂男(ほりい・しげお)理事長 ⇒代理出席 小西慶直 孤独・孤立相談プラ ットフォーム事務担当	—
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター (よりそいホットライン)	遠藤 智子(えんどう・ともこ)事務局長	—
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク	奥田 知志(おくだ・ともし)共同代表 高橋 陽佑(たかはし・ようすけ) 事務局担当	—
認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ	湯浅 誠(ゆあさ・まこと)理事長 ⇒代理出席 和田裕平 プロジェクトメンバー	—
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	米山 広明(よねやま・ひろあき)代表理事	—
認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ (シングルマザーサポート団体全国協議会)	赤石 千衣子(あかいし・ちえこ)理事長	○
NPO法人全国女性シェルターネット	北仲 千里(きたなか・ちさと)共同代表 ⇒欠席	○
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	奥山 千鶴子(おくやま・ちづこ)理事長	—

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第2回シンポジウム開催報告書

1. 開催概要

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動を行うためシンポジウムを令和4年10月に開催した。第2回は、分科会1で議論された課題および対策案を踏まえつつ、「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた、NPO・自治体による実践の成果と課題等について、NPO・自治体関係者・有識者で議論を行った。

シンポジウムタイトル:

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第2回シンポジウム『声を上げやすい・声をかけやすい社会』に向けた取組の在り方

開催趣旨:

- ・ 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」(令和4年4月結果公表)では、孤独感が高い者のうち約4割は、本人が「支援が必要」と思っているにもかかわらず、我慢できる、手続きが面倒、恥ずかしいなどの理由で実際には支援が届いていない。また、不安が生じたときの相談相手は約90%を家族や親族、約63%を友人・知人が占めるなど、身近な相談相手の役割が大きいことや、回答が少なかった行政機関(約4%)やNPO等の民間団体・ボランティア団体(約1%)には、より一層の役割が求められることが示唆される。
- ・ 本シンポジウムでは、分科会1で議論された「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方に関する現状と課題および対策案を報告するとともに、「制度を知らない層」「制度は知っているが相談できない層」「当事者の相談相手になりうる層」の3層の切り口から、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会」の実現に向けた課題と施策を考察する。

開催日時: 令和4年10月26日(水) 13:30～16:00

開催形式: ZoomウェビナーによるWeb会議形式

参加者の視聴形式: 孤独・孤立対策担当室(内閣官房)YouTubeチャンネルにて、ライブ配信

事前登録者数: 353名

ライブ配信視聴者数: 241名

累計動画再生回数: 1,199回(令和4年11月7日時点)

プログラム

時間	コンテンツ	登壇者
13:30	開会挨拶	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与/村木厚子氏
13:40	「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 参事官補佐/吉川晃氏
13:50	分科会1の紹介:活動紹介と「検討成果」に関する報告	・特定非営利活動法人新公益連盟/井澤徹氏
14:10	パネルディスカッション 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた、NPO・自治体による実践の成果と課題	【モデレーター】 ・内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与/大西連氏 【パネリスト】 ・特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長/大空幸星氏

		・認定NPO法人D×P 理事長/今井紀明氏 ・認定NPO法人ReBit 代表理事/薬師実芳氏 ・足立区衛生部 部長/馬場優子氏 ・放送大学/千葉大学 名誉教授/宮本みち子氏
15:55	閉会	

2. 各コンテンツの概要

2-1.「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームは、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携基盤として令和4年2月に設立した。実施している複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有、相互啓発活動等について説明があった。

複合的・広域的な連携強化活動の一つとして分科会を開催していることの説明があった。分科会は、孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、必要に応じて会員の一部から構成され、現状や課題の共有、対応策等について議論することを趣旨としている。「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、分科会1は「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方、分科会2は「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」、分科会3は「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」をテーマとしている。

分科会は孤独・孤立対策の重点計画における基本方針の柱に沿って議論が行われること、また「経済財政運営と改革の基本方針2022」の孤独・孤立対策における取組の記載の説明があった。

2-2.分科会1の紹介:活動紹介と「検討成果」に関する報告

分科会1では、「孤独・孤立対策基本計画」の基本方針の一つ「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること」をテーマとし、全国調査で明らかとなった実態を踏まえつつ、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方について議論を実施してきたことの説明があった。

令和4年4月結果公表の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、孤独感が高い方にとって相談相手がいることが重要であること、不安が生じたときの相談相手として身近な相談相手の役割が大きいこと、孤独感が高い者のうち約4割に支援が届いていないことが明らかになった。

これらの実態調査結果を踏まえ、分科会1では「制度を知らない層」「制度は知っているが相談できない層」「相談者(相談を受ける人)になりうる層」の3つの視点から課題と対応策を検討した。

課題と対応策の概要

①制度を知らない層

- ・ 「プッシュ型」「アウトリーチ型」による予防的な関わり強化、孤独・孤立対策強化月間・週間

②制度は知っているが相談できない層

- ・ 申請負担感の削減(オンライン化等)、制度活用は権利であることの認識周知、行政と民間団体の連携促進

③相談者(相談を受ける人)になりうる層

- ・ 身近な実践者の事例紹介、認知症サポーター養成事業のような仕組み創設、ゲートキーパー等の既存の取組を推進

最後に、対策案は広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的であること、また分科会1としては各種取組の進捗を確認しながら、孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつさらに検討を進めること、さらに、「プッシュ型」「アウトリーチ型」の支援については、分科会2,3とも連携することへの説明があった。

2-3. パネルディスカッション『「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた、NPO・自治体による実践の成果と課題』

まず、ディスカッションパートにて、モデレーターより、各パネリストに対し活動概要や孤独・孤立問題への考えを伺った。

- ・ 相談員や窓口拡充は必要だが、それだけでは足りず源流のアプローチが必要であり、質的支援への問題意識を持っている。(大空氏)
- ・ オンライン相談・セーフティネットをどのように構築するか、が課題。企業・自治体等様々な人の力を借りて進めていくことが必要。(今井氏)
- ・ LGBTQの孤独・孤立の解消に向けて、施策・計画へのLGBTQへの取組明記、LGBTQも安全に利用できる体制構築、関係者全体の理解促進と連携に取り組みたい。(薬師氏)
- ・ 足立区では平成20年から自殺対策を生きる支援として取り組んでいる。困っている人のSOSに気が付き問題解決につなぐ人を自殺対策ではゲートキーパーと呼んでおり、足立区ではゲートキーパー育成講座を実施。(馬場氏)
- ・ 孤独・孤立はあらゆる困難事象に共通する現象。そのため、これまで対策を講じられてきた独立したテーマに孤独・孤立という視点を共通認識として持ち、各テーマを俯瞰的に見る観点・取組が重要。(宮本氏)

「声を上げやすい社会」に向けて、スティグマ軽減や制度・政策にアクセス出来ていない状況について議論を行った。

- ・ スティグマの解消に向けて最も重要であることは、スティグマという概念を一般化し社会全体に広げることだと考える。そのためには、スティグマの日本語化が求められる。(大空氏)
- ・ 正しい情報が早い年齢から全ての人に届いている状態を目指すべき。LGBTQは相談へのアクセシビリティが閉ざされていることが課題であることから、既存の支援資源にLGBTQを追加することが重要。(薬師氏)
- ・ 匿名やオンラインという相談方法は若者の観点でみると重要。また、制度を広報し知ってもらうことも大切。(今井氏)

匿名性が高い相談窓口や公的機関の窓口としての対応について、大空氏、薬師氏、馬場氏に考えを伺った。

- ・ 匿名性の高い相談窓口のニーズが高い現状がある。スティグマを絶対悪にするのではなく、スティグマがあるからこそ利用される匿名性の高い相談窓口も認めていくべき。(大空氏)
- ・ 問題を細分化するのではなく、ハイリスク層であるLGBTQを既存の相談資源内に入れていくことが重要。(薬師氏)
- ・ 相談者自身が複数の窓口を回れない場合は、寄添い支援を実施する部署を代弁者として利用する方法もある。現代は支援者が増加していることから、コーディネートする存在が重要。(馬場氏)

スティグマ軽減のために特に取り組むべき事項について、大空氏、今井氏、薬師氏、宮本氏に伺った。

- ・ 声を上げるには、自分を客観視し問題を抱えていることを自覚する必要がある。ただし客観視は難

易度が高いため、「声を上げやすい」を前提としない取組が必要。(大空氏)

- ・ 自分を責めやすいという社会的な風土を変え、声を上げやすいムードの醸成が必要。それは個人・NPO・企業等色々なところで取り組める。(今井氏)
- ・ 孤独・孤立は社会構造の中から生み出される側面が大きいため、様々なマイノリティの位置づけを行ったうえで政策・地域計画等を立てるといった構造的な支援も重要。(薬師氏)
- ・ 具体的な支援の仕組みの中に相談がある、という組合せのうえで議論すべき。また、相談窓口で相談を受けた後にも対応が必要だが、現代の日本では相談のその後が無いという問題を解決出来ない。(宮本氏)

「声をかけやすい社会」に向けて、相談を受ける側の育成や環境構築について議論を行った。

- ・ 当事者は自ら相談に踏み切れないことがあるため、相談を受ける側から声をかけることが重要。そのため足立区では傾聴講習等を含めたゲートキーパー研修を実施。(馬場氏)
- ・ 周囲に相談出来る環境があることは非常に大切であるが、安全な相談体制構築には理解促進に加えて情報を守る仕組み作りも重要である。(薬師氏)
- ・ 当事者の孤独感を軽減させ地域の対面支援とつながれる状態にするために傾聴することは、ボランティアでも研修の工夫次第で対応可能であり、役割の分担が求められる。(大空氏)
- ・ 孤独・孤立対策と自殺対策が同時並行的に進んでいる。確かに共通性はあるが、孤独・孤立は自殺に限らず様々な現象があるため、整理して議論・推進していくことが必要。(宮本氏)

次に、質疑応答パートにて、各パネリストより参加者からの質問に回答いただいた。

質問「民間企業への期待はどのようなものがあるか。」「地域や近隣同士で何か出来ることはあるか。」

- ・ 職員研修や情報告知の場面において、企業の協力がなければ難しいことがある。(今井氏)
- ・ 企業には子育てに携わっている人も多いため、企業での啓発は地域や家庭につながっている。また、企業の専門性を活かしながら社会課題解決の仕組みを構築することも重要。(薬師氏)
- ・ 「子ども・若者サポーター」として同じ地域に住む若者同士が相談支援を行うことで、地域に若者を戻したい。若者には地域内に斜めの関係で継続的に支援してくれる人がいないことを問題視している。(大空氏)
- ・ 家庭訪問する企業の職員が悩みを聞き自治体につなぐという、民生委員と同じ役割を担うことがある。個別支援や啓発等、官民一体となり様々な取組が可能。(馬場氏)

質問「官民連携と耳にするが、地元自治体で具体的に連携が進んでいることが実感できない。」「連携の取組を進める上での情報共有という観点でのポイントは何か。」「広域で取り組む中で必要な連携はどのようなものか。」

- ・ 本人の許可を経て情報を自治体に共有することがあるが、自治体の課同士で連携できていない実態がある。デジタル面での共有を含め、今後の論点だと考える。(今井氏)
- ・ 自治体の各種計画にLGBTQという言葉が無いことで連携が滞ることがあるため、各分野の課題であることを認識するため各種計画に明記することが重要。(薬師氏)
- ・ スムーズな連携には支援制度や支援団体の認知度の向上が重要。また受け皿側の対応力の拡大、情報共有におけるデジタル面の整備も課題。(大空氏)

最後に、本日のパネルディスカッションへの所感を宮本氏に伺った。

- ・ 各分野の課題に孤独・孤立の概念を取り入れて取組を再検討することから大きな発見があるのではないかと。孤独・孤立は、人々が如何に社会的に包摂しウェルビーイングを高めていくか、という問題である。(宮本氏)

まとめとして、モデレーター大西氏より、制度・政策・民間の取組等に孤独・孤立の視点をどう組み込むか、また社会の風潮をどう変えていくか、そして既存支援制度の脆弱性をどう捉えるか、といった点を官民連携して推進することが必要であるという意見が述べられた。

3. 開催後アンケート結果から運営に関する改善点

回答期間: 令和4年10月26日(水)～10月31日(月)

回答者数: 65名 回答率: 27.0%(対当日の視聴者数)、18.4%(対申込み数)

アンケート結果概要は別紙参照。

視聴者に対し開催後実施したアンケート結果から、現状の動向を知ることが出来た、多様な立場・視点で問題を考えられた、NPOの実践事例や実践に基づいた内容を知れて勉強になった、という意見が多くあった。一方でパネルディスカッションについて、パネリストが話す時間が少ない、掘り下げが足りない、といった意見も見受けられ、限られた時間で深い議論が出来る様、構成や議題について工夫する必要がある。またパネリストについては、NPO関係者が多く感じた、女性の視点が欲しかった、若い方の事例があり良かった、等の意見があり、今後開催する際には改めてパネリストのバランス(立場・性別・年齢・役職等)を整えていく必要がある。

運営面では、シンポジウムの視聴方法はYouTube配信のみであったが、第1回に引き続き視聴のしやすさにおいてプラスの意見があった。

孤独孤立官民連携プラットフォーム 第2回シンポジウム 開催後アンケート

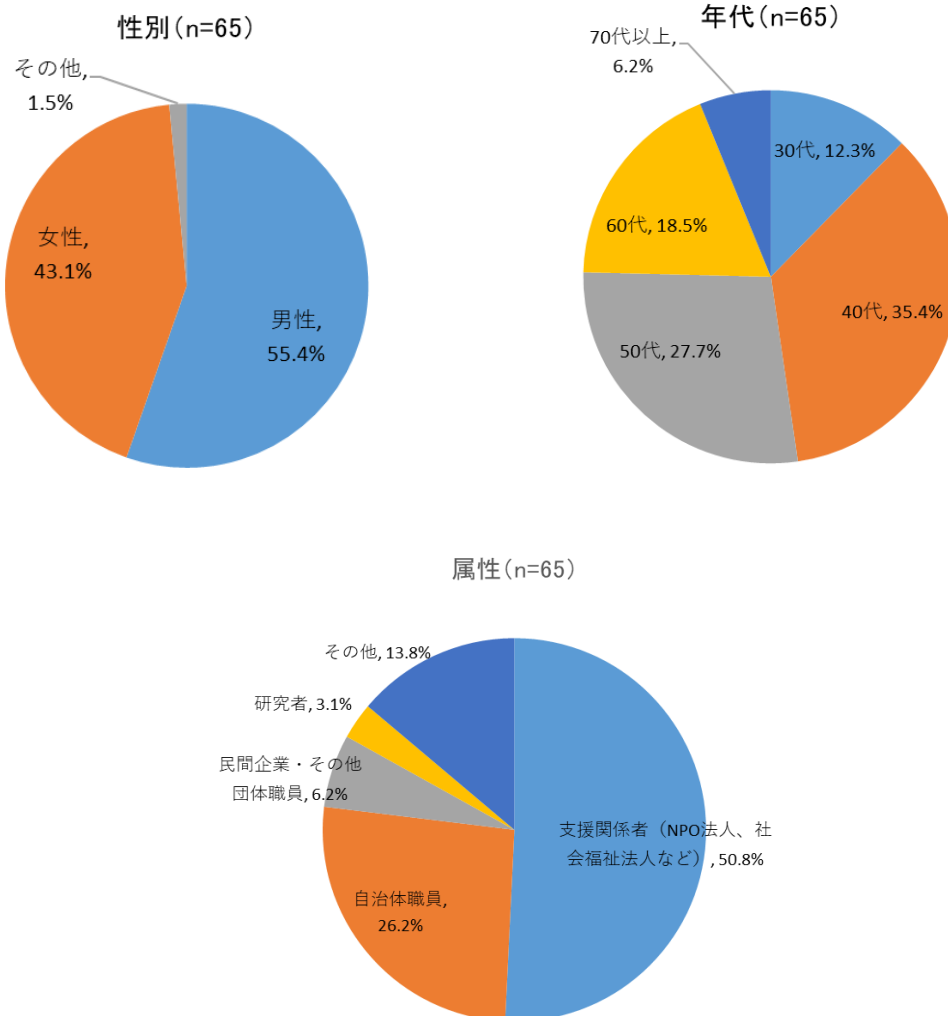
報告日:2022年11月7日

回答期間:2022年10月26日～10月31日

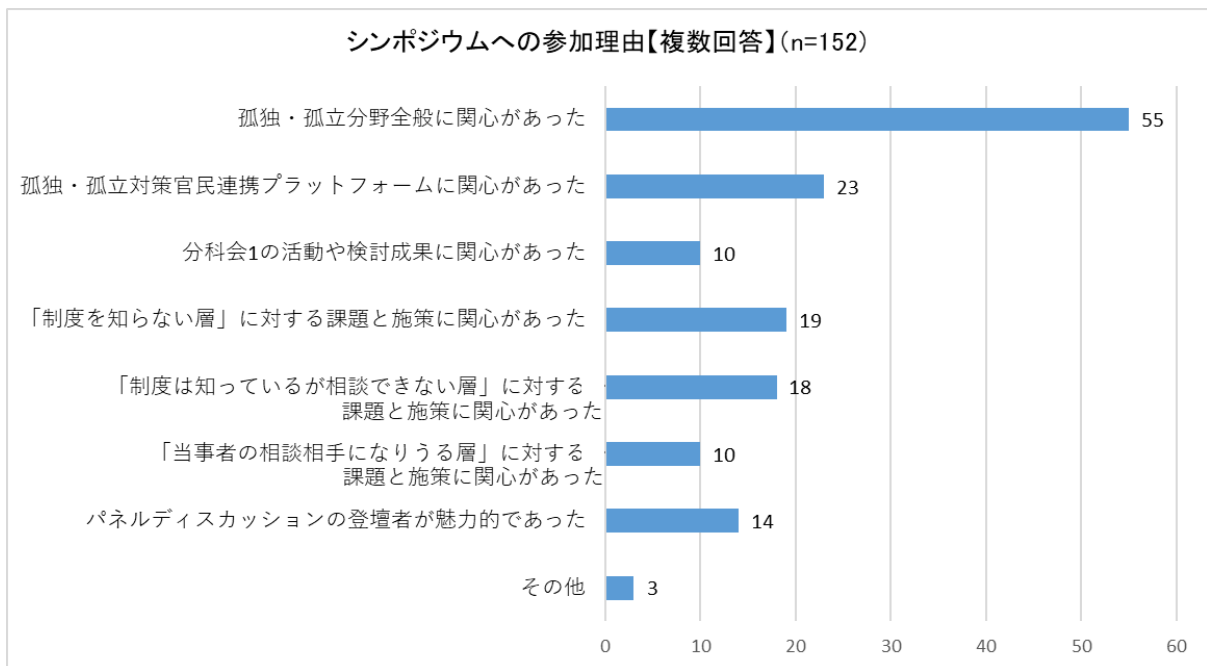
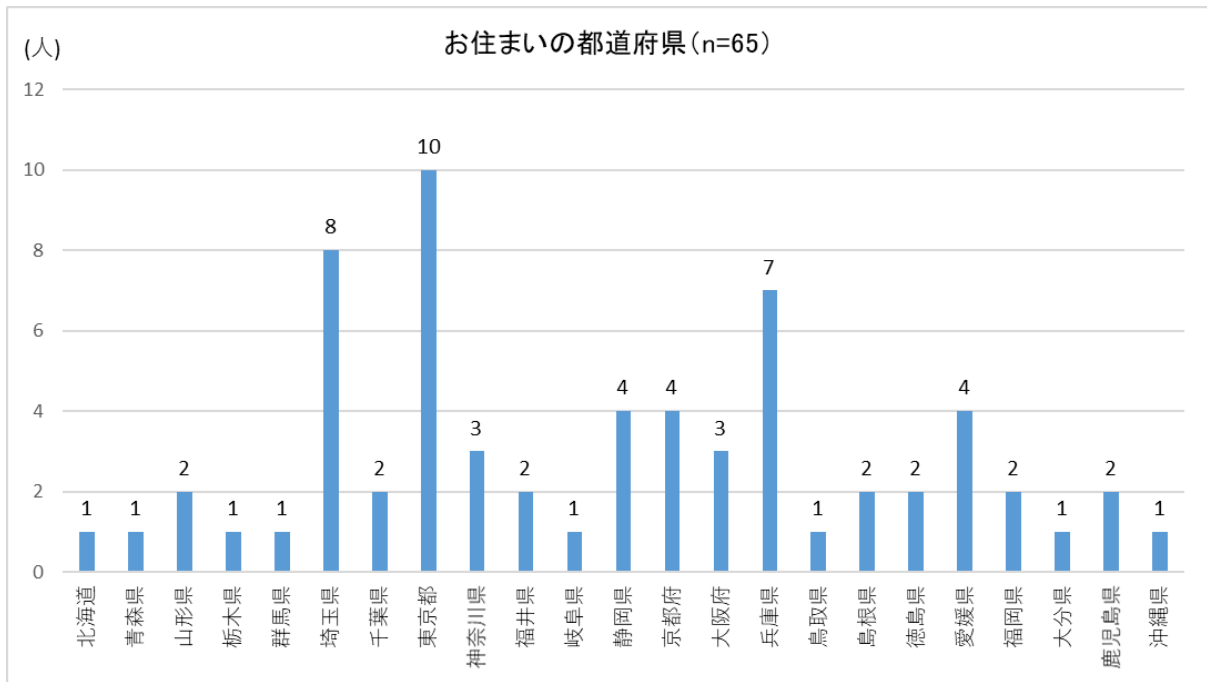
回答者数:65名

回答率:27.0%(対当日の視聴者数)、18.4%(対申込み数)

回答者属性



その他回答は、「当事者」「市議会議員」「民生委員・児童委員」等。



その他回答は、「所属法人がプラットフォームに参加するかどうか検討するため」等。

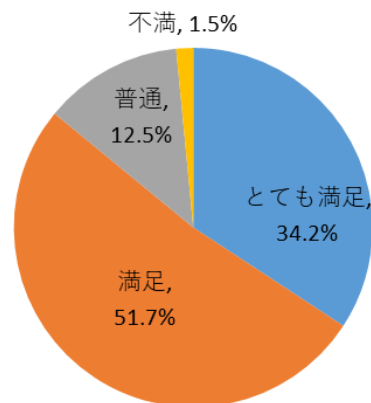
1. シンポジウム全体および各プログラムの満足度について

シンポジウム全体への満足度は、85.9%の方が「とても満足」「満足」と回答され、参加者にとって非常に満足度の高い内容であったと考えられる。

一方で、もっと掘り下げて聞きたかった、物足りなさを感じた、という意見が見られた。

1-1. シンポジウム全体への満足度

シンポジウム全体 (n=65)



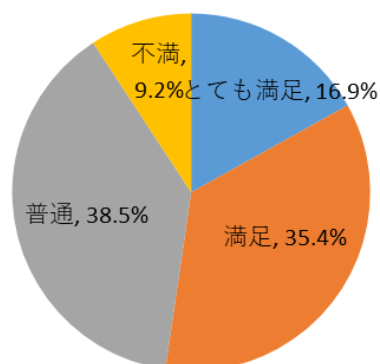
回答理由 ※抜粋

- 広範囲な支援活動をしているNPO代表者たちの意見や支援の意識を聞くことができた。
- 難しい課題に対峙している様子がイメージできモチベーションの向上につながった。
- 登壇された方の発言が実際の現場で感じていることが、分科会にどのように反映されているのか、また、課題として残っているのかが理解できた。
- 質問について答えに窮する場面はこれからの課題として共通認識と分かり様々な分野の人が集まった意義があった。
- 広域の資源は把握出来ていないものが多く、登壇された皆さまの活動を知ることができただけでも大きな学びとなった。
- もっと掘り下げて聞きたかった。
- 行政側と民間側の考えが悪いわけではないが何か少しずれを感じた。
- 一つ一つの課題を掘り下げる意義を感じるが、支援者である立場では物足りなさも感じた。
- 若い方たちの今の実践を幅広く紹介頂いた点はよい。実践の対象が多種で、内容は不足に思う。女性の視点も欲しかった。
- これまでも議論されてきた相談体制や支援制度の周知という範疇の繰り返しであった。

以下、各プログラムに対する満足度の結果を示す。

1-2、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介への満足度

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介 (n=65)

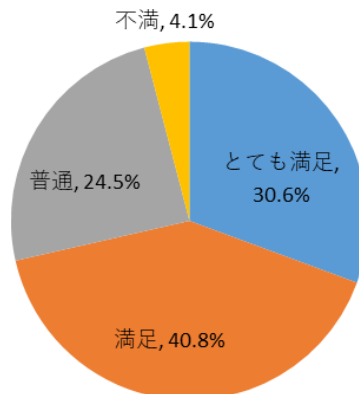


回答理由 ※抜粋

- 今回参加するまで、このようなプラットフォームの存在を知らなかったので勉強になった。
- 3つの分科会があり、取り組まれていることを知ることができた。
- 官民連携プラットフォームの説明は、コンパクトながらとてもわかりやすく良かった。今後も関連のシンポジウムを開催いただけるのかなと期待しているが、新たにPFを知ったり初めて参加されたりする方も毎回多くいらっしゃると思うため、引き続き毎回説明いただけるとありがたいなと感じた。
- 文字が見にくくて少ししか話はいってこない。
- 分科会の方も拝聴しているため、特段目新しい話ではない。
- 分科会がなぜ3つに分けられたのか？分科会同士の関係や官民連携プラットフォームの意義などについて十分な説明がなかった。

1-3. 分科会1の紹介:活動紹介と「検討成果」に関する報告への満足度

分科会1の紹介:活動紹介と「検討成果」に関する報告(n=65)

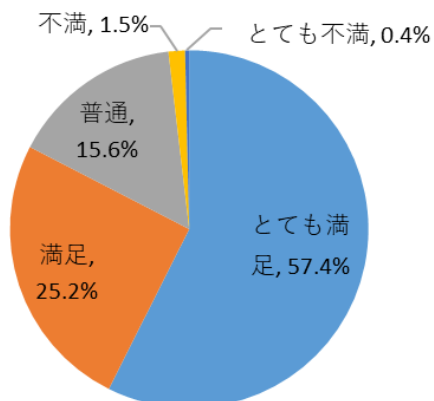


回答理由 ※抜粋

- 時間が足りないくらい熱を帯びていて、自分の自治体に置き換えて考えることが出来た。
- 孤立・孤独の実態・基礎知識を備えることが私たちは必要であると思った。
- 分かっているつもりである事項について、活動と課題などを知ることができた。
- 分科会の方も拝聴しているため、特段目新しい話ではない。
- 仕方ないかもしれないが、1ページに書かれている文字数が多くて、読み込むのが大変。

1-4. パネルディスカッション(「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた、NPO・自治体による実践の成果と課題)への満足度

パネルディスカッション(n=65)



回答理由 ※抜粋

- 相談の模索・充実化の各団体のご尽力を実感。引出し方、組み立て、コーディネートにより今後への認識が深まった。
- いろいろな生きづらさを軽減する活動は、いろいろあるということが、具体的な活動をされている方々のお話で実感できた。
- 相談現場から見えるニーズは一定普遍化されてきているように思う。誰が、何を、どのように実施していくか、知恵を出し合って形にしていく必要性を感じた。

- パネリスト＆モデレーターの皆さんが、問題の広さ・複合性と、さまざまある取り組みの中で自分達の活動がどこに位置付けられているかを理解しながら、お互いに敬意を持ちながら連携の必要性を話されているのが印象的だった。
- それぞれ考えている本質は一緒であることがわかった。
- パネリストの構成をみるとNPO関係者が多く、(発言回数・時間という面でも)バランスが悪く感じた。
- シンポジウムの目的である、官民連携とは、こういうふうに、いろいろな方の意見を並べることなのだろうかと、残念に思った。
- いろいろな課題は見たが、ディスカッションの時間が少ないため、もう少しディスカッションが深まり、解決はできないけど、こういう課題とこういう課題にはこのような方向性があるかもね、というような共有ができるくらいの時間があるとよかった。
- 活動の面では理解できたが、「声をあげやすい・声をかけやすい」という関係性や個人の態度、行動についての分析が甘かったように思った。

2. 今後開催するシンポジウムで、取り上げてほしいテーマ

取り上げてほしい対象について ※抜粋

- 外国人、オンラインなど通信情報が届きにくい世代へのアプローチ
- 子育て世代の孤独・孤立している親
- 高齢者の孤独対策
- DV
- ひきこもり、生活困窮支援(フードパントリー等)、重層的支援体制整備事業と企業との連携
- 地域性を反映した問題・取り組みの現状
- 多種多様な家族構造の実際(現実実態)
- 包摂する社会の方向性と政策側の意図がわかるもの

講演・パネルディスカッションの内容について ※抜粋

- 官民連携の取組の地域格差の実態を把握・分析し、住んでいる所に関わりなく助けを求められるような工夫をしていくにはどうしたらいいのか
- 全ての人の幸福度があがり、誰も取り残さないためには、どのような社会構造を再構築する必要があるか
- コミュニティにおいて孤立状態にある人への役割づくりに関する事例
- 孤独・孤立を他の分野と分けて考える必要性があるのか、何が予防に繋がるのか、そもそも孤独・孤立の定義を定めることや孤独死等の言葉の定義を定めることはできないのか、等

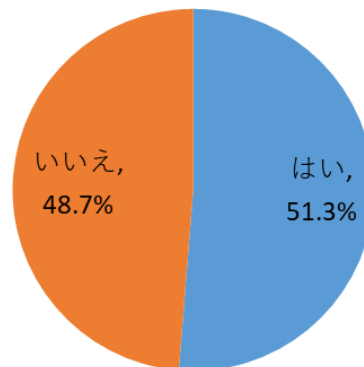
登壇者について ※抜粋

- Well-Being(幸福学)や宗教家、哲学者、心理学者や今回のような活動家と一緒に介したシンポジウム(マイナス→0→プラスのプラスの部分)
- 孤独・孤立の当事者の発言を聞きたい

3. 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の認知度

アンケート回答者のうち、約半数(48.7%)が知らなかったと回答。シンポジウムが、プラットフォームの周知にもつながった。

プラットフォームの認知度(n=65)



4. その他、ご意見・ご感想など

運営について ※抜粋

- YouTubeでの配信なので視聴しやすかった。
- 資料をダウンロードする際に、行政機関用のパソコンではブロックされてサイトが開けなかった。
- 事前資料を確認していて理解促進された。

参加者への影響、その他 ※抜粋

- 相談員として専門性を高めないといけないと気づき、学びになった。
- 職場の中でも展開して積極的に活用する。

分科会2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることで、切れ目なく息の長いきめ細かな支援（①）や、地域における包括的支援（②）を推進するため、各主体の役割や責務（③）、各主体間の連携（④）の在り方を整理

社会背景

○「孤独・孤立」がうまれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

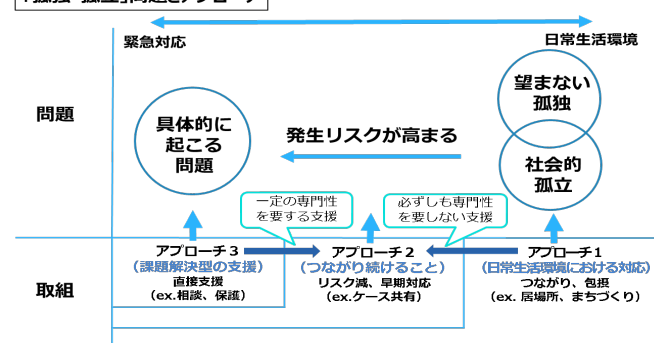
○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ 孤独・孤立に対し、どのように支援を届けられるか。孤独・孤立に至る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか。

何を行っていくべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「息の長い」支援が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
 - ・ 緊急時対応を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
 - ・ 当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど 【主体】国、地方（特に基礎自治体）、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制。ケースに応じて、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れる環境整備。
 - 複数の主体が関わって支援を行う際に情報共有。DXの視点（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内	【国(地方)】 <u>各府省の施策に孤独・孤立対策の視点</u> 、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた <u>地方自治体の取組の後押し</u>
制度外	【民間企業・NPO・社協・社福・住民互助組織等】 <u>日常の様々な分野</u> （文化・芸術・スポーツなど）で「 <u>ゆるやかな</u> 」 <u>つながりを築けるような場づくり</u> を多様な形で推進 【国、地方】「 <u>つながり</u> 」の場づくり自体を <u>施策として評価</u> 、本来の政策目的による施策を推進して <u>取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価</u> 【行政、民間】 <u>市民による自主的な活動やボランティア活動</u> について、 <u>活動の活性化や参加意識の向上</u> を促進
制度内外の境界	【行政、民間】 <u>強みを活かす形で適切な組合せ</u> により対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に <u>官民で対話</u>
連携	【行政、民間】 <u>対等なパートナーシップの構築</u> （行政を中核とした「 <u>垂直型連携</u> 」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「 <u>水平型連携</u> 」）

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた
行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

中間整理

令和4年11月9日

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会2 中間整理

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【前提となる社会背景について】

○ まず、大前提として「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている。

例1:日本の人口の推移

- ・ 日本の人口は減少局面。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計。

例2:世帯構造の変化

- ・ 単独世帯は1960年に16.5%だったのが2020年には38%に。2040年には単独世帯が約4割(39.3%)と推計。
- ・ 夫婦と子ども世帯は、1980年に42.1%、1995年に34.2%、2020年には25.1%。
⇒ 世帯の規模や家族の機能が低下している。

例3:非正規雇用労働者の割合

- ・ 非正規雇用労働者は1984年に15.3%だったのが2021年には36.7%に増加。
⇒ 雇用の安定性も低下している。

例4:地域社会の変容(社会的交流、助け合い、意識)

- ・ 孤独・孤立の実態調査結果によれば、「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」が11.2%、月に1回未満が15.2%、月に1回程度が13.8%。
⇒ 約4割が同居家族以外の家族や友人と月に1回程度以下しか直接話す機会がない。
- ・ 日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる高齢者の世帯は、1990～2015年の25年間で3.6倍に増加(44万世帯→160万世帯)。その後も高齢者の世帯構成の変化に伴って増加が続き、2040年には2015年の1.4倍(230万世帯)になる見込み。

例5:生活課題の多様化・複合化

- ・ 生活困窮者の自立相談支援窓口を利用する相談者が抱える課題は、経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能のそれぞれの低下があり、それに対応して「介護保険」や「子育て支援」が拡大しつつあるが、まだ十分に支えきれていない。

⇒ 8050問題やヤングケアラーの顕在化、生活困窮者の増加などの社会問題化に。

⇒ 支えを持たない人、また、支えを得られにくい生活環境に置かれている人が多くいて、そうした状況が常態化している可能性がある。

⇒ 困りごとを抱えると複合的な困難さが雪だるま式に増えていき、対処不能になって、孤独・孤立に陥ってしまうことが想定される。こうした「緊急事態」に対して、どのように支援を届けたいことができるのか。また、こうした状況に陥る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えることができるのか。

【それに対応して何をおこなっていくべきか】

※目標①「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」の概念整理、主体間の認識共有（当事者目線を前提として、支援の時間軸、質、量のイメージ）

- 前記のような社会背景の中で生じている、孤独・孤立の問題の特性としては、
 - ・ 原因や背景事情が多岐にわたり、かつ複雑に絡み合い、分野横断的な支援を要する場合が多い。既存の制度や支援機関では対応できない場合もある。
 - ・ 「課題解決型の支援」のみならず、「つながり続けること」が必要な、又は適切な場合もある。また、これらとあわせて「伴走型支援」というアプローチも注目されている。¹
 - ・ 具体的な「支援」のみではなく、孤独・孤立が起こりにくいような「豊かな地域づくり」といった視点も必要である。
 - ・ 専門家による支援のみならず、非専門家がより対等な関係の中で結果的に支援の役割を担う、又は担える場合もある。
（「支えられる側」が「支える側」になる場合を含む。実態調査結果でも、「支える側」になることが孤独感の解消につながることを示唆。）
 - ・ どの世代でも起こり得る問題であり、人生の複数段階にわたって長期化する場合もある。
（実態調査結果では、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の 54%が、孤独感が5年以上継続していると回答。）
- このような孤独・孤立の問題に対しては、当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型の支援を行う場合や、ライフステージをまたいで長期化する場合において、「息の長い」支援が求められる。併せて、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」の両方を組み合わせることが必要と考えられる。「つながり続けること」により、生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050 問題のように課題が複合化した場合、ライフステージに変化に応じて課題が変化する場合にも対応が可能となる。

¹ 福祉政策を進める上で、対人支援において今後求められるアプローチについて、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」が支援の“両輪”と考えられるアプローチであるとし、これらの共通の基盤として「本人を中心として、“伴走”する意識」を位置づけた上で、「個人の自律的な生活を継続できるよう、本人の意向は取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。」としている。（令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料より。）

- 孤独・孤立対策においては、これらの「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべきである。

このセーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応（具体的に生じた課題を解決するための緊急対応（相談支援体制等）」のみならず、「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」が、予防や早期対応の観点からもとりわけ重要である。

- 「日常生活環境における対応」は、日々の生活に密接に関わる事柄であるにもかかわらず、効果的な施策のあり方について行政側の知見が乏しく、発展途上にあるといつてよい。孤独・孤立は誰にでも起こり得るものであり、誰もが「支えられる側」や「支える側」になり得る。孤独・孤立対策において、この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤を強化することにもつながると考えられる。

- 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関わられるようにし、それぞれの主体の強みや思い、目的を追求する中で、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要と考えられる。

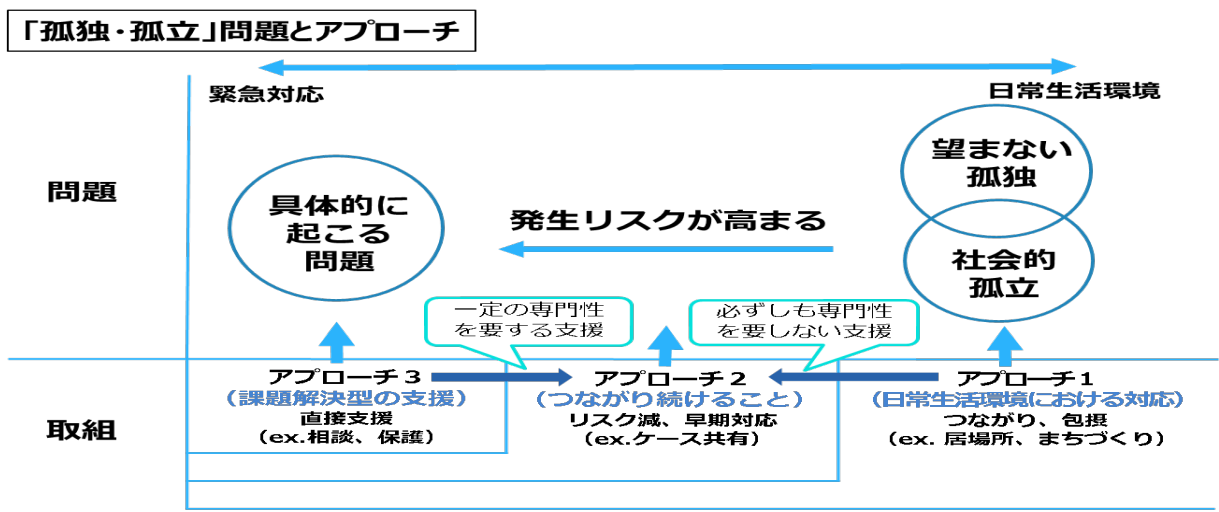
- 「孤独・孤立」問題とアプローチの構造を整理すると、下図のとおり。

「課題解決型の支援」は下図の「アプローチ3」に、「つながり続けること」は「アプローチ2」に、「日常生活環境における対応」は「アプローチ1」に相当する。

このうち「つながり続けること」（アプローチ2）については、

- ・ 「課題解決型の支援」（アプローチ3）から移行又は継続して行う場合（一定の専門性²を要する支援）
- ・ 「日常生活環境における対応」（アプローチ1）から移行又は継続して行う場合（必ずしも専門性を要するとは限らない支援）

の2つがあると考えられる。



² 福祉の支援や相談支援等に必要となる専門性をいう。

【参考】「つながり続けること」の事例

- ・ 民生委員、福祉委員、その他の地域住民やボランティア等の協力で行っている見守り活動（定時・随時の安否確認、ふれあい・いきいきサロンのような居場所での見守り）
- ・ 地域住民が中心となって、日常的な金銭管理を主として、困りごとを聞いたり、希望を聞いてその希望の生活を実現できるような活動
- ・ 「課題解決型の支援」から移行して行う場合としては、病院を退院した後の地域での見守り活動
- ・ 「課題解決型の支援」から継続して行う場合としては、自宅で倒れている人を発見し、地域包括支援センター等へつないだ後、在宅で公的サービスを受けながら住民が見守りを継続して行うという活動
- ・ 「日常生活環境における対応」から移行又は継続して行う場合としては、子ども食堂等の居場所に具体的な支援が必要な子どもが来た場合の専門機関等へつなぎを行う活動
- ・ ひきこもりの方が集う場において、当事者同士が意気投合し友達になり、それまで行けなかった喫茶店に、一緒に行ってみたという事例

【支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか】

※目標②「地域における包括的支援」の概念整理、主体間の認識共有】（想定する地域の単位、「包括的支援」を担う支援施策・事業の分野・主体）

- 現行の「孤独・孤立対策の重点計画」においては、孤独・孤立対策の基本方針の一つとされている「地域における包括的支援体制の推進」の単位として、「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が想定されている。

「日常生活環境における対応」の場としての「地域」とは、重点計画が示す「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」を想定することを基本としつつ、事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間連携もあわせて進めることが必要と考えられる。

- 「地域における包括的支援」を担う支援施策・事業の分野・主体としては、
 - ・ 政策分野別では、福祉（重層的支援体制の整備等）を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなどにおいて、
 - ・ 政策対象分野別では、自殺防止対策、メンタルヘルス対策、生活困窮者支援、ひきこもり支援、子育て支援、女性支援、居住支援、再犯防止、消費者被害防止、外国人支援、性的指向・性自認などにおいて、
 - ・ 各分野において支援を担う主体として、行政（国、地方自治体（特に基礎自治体））、民間法人（社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業）、NPO、住民組織、地域住民（公的な委嘱を有する者、民間法人の認定等を有する者、その他の地域住民）等が想定される。

このうち、民間企業が物品やサービスの提供を行う場合には、こうした企業と「地域」とのつながりを支援する団体の役割が重要と考えられる。

- なお、専門家³や非専門家が、「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」として「課題解決型の支援」や「つながり続けること」を担っていくためには、非専門家による支援の取組には限度があることにも留意し、それぞれの人材の確保・育成・支援を促進することも重要である。さらには、分野を超えた連携体制の構築も必要である。（分科会 1、分科会 3 とも関連）
- また、DV、虐待、ひきこもり、不登校、性的指向・性自認等のケースでは、当事者等の事情（知人・関係者に知られたくない、対面相談を好まない、匿名を希望する等）により、居住する地域の相談窓口や支援機関を利用することを躊躇する場合がある。あるいは、そもそも居住地域に支援機関等が存在しない場合もある。
このため、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れるための環境整備が必要な場合がある。例えば、SNS を活用した対応、他の地域からも受け入れる広域での対応などが考えられる。

【参考】「地域を超えた支援体制」の事例

- ・ ひきこもりの方の支援について、当事者が住所地のサービスを利用することを躊躇する場合は、近隣自治体のサービスを相互利用できるようにしている自治体がある。
- ・ ひきこもり状態にある、対人関係の難しさを感じている等の生きづらさを抱えている女性自認の方を対象に、県内の複数自治体が連携して「ひきこもり女子会」を開催。広域展開することでいずれの会場へも参加可能とし、交流の場とつながる機会を提供している。

孤独・孤立対策の重点計画(抜粋)

3. 孤独・孤立対策の基本方針

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制の推進

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者や家族等に対して、地域の専門職等による継続的支援及び必要時の緊急的支援、当事者自らが選択して自らの役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援（総合相談、ケース会議、就労支援、出所者支援等）やコミュニティ（職場・世帯）間移動の支援（転職支援、職業訓練、DV被害者支援、若年女性支援等）等を行う各種制度での対応（前述の相談支援体制、居場所づくり、アウトリーチ型支援等を含む）を推進する。

また、地域の関係者(注)が連携・協力しつつ、福祉と教育の連携（例えば、子どもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み）、福祉と保健医療、雇用・就労、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。併せて、そのような連携のもと、住まいのセーフティネットについて、その強化を含め在り方を検討する。

³ 福祉的支援や相談支援等に必要な専門性を有する人をいう。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。併せて、社会教育を通じて人と人との「つながり」を実感できる地域づくりも推進する。

(注)保健・医療・福祉等の専門機関、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人)、ボランティア等を言う。

○「地域における包括的支援」を進める上では、複数の主体が関わって支援を行う際に、当事者の機微情報も含めた情報共有が必要となる場合がある。

個人情報の取扱いについては、本人の同意を原則としつつ、必要に応じて個人情報の共有を可能とする仕組みを制度的に設けることが考えられる。

一方、制度外での対応として、関係機関間の効率的な情報共有により本人への必要な支援を迅速に提供する仕組みを設ける方法も考えられる。

なお、情報共有の主体となる支援機関においては、情報の適切な管理に必要な組織基盤の確保と、そのための支援が求められる。また、支援を担う者が個人情報の取扱いに十分留意することも必要である。

【参考1】制度による対応例

(生活困窮者自立支援法)

- ・生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う支援会議を法定し、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けている⁴。

(重層的支援体制整備事業)

- ・複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯の支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う支援会議を法定し、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士の情報の共有と、地域における必要な支援体制の検討の円滑化を図っている⁵。

【参考2】制度外における対応例

- ・市と市内金融機関が、地域における見守り支援に関する協定を締結。市内金融機関

⁴ 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務をかけることで、本人の同意がとれない事案であっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。(平成30年10月1日社援地発1001第15号「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」(第3. 守秘義務について(2) 守秘義務の適用範囲)より)

⁵ 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務をかけることで、本人の同意がとれない事案であっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える人等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。(令和3年3月29日社援地発0329第2号「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について(通知)」(第1. 支援会議について(2) 支援会議とは)より)

の職員が業務中に、認知症等があると思われる方の手続きの異変等、財産や生命の危険が生じる恐れがあり見守り等が必要な方を早期に発見し、チェックシートにより市へ情報提供し、情報提供の際に消費者安全法に基づいて必要な情報を提供することで必要な支援を迅速に提供することを可能としている。

○「地域における包括的支援」を進める上では、DXの視点(デジタル・ITツールの活用)も考えられる。

「包括的支援」におけるデジタル等の活用のイメージとしては、次のように考えられる。

- ・ 各主体が対人援助等を(リアルで)行うことを前提として、当該業務に専念したり効率的に実施したりできるよう、デジタル等を補助的に活用。
- ・ 「包括的支援」につなげるための方法として、例えば「プッシュ型」と「ワンストップ型」があり、「プッシュ型」においてのアウトリーチ(データ活用)、また、「ワンストップ型支援」の窓口支援、伴走型支援、その他の支援(例えば関係機関による「ネットワーク型」支援)において、デジタル等を効果的に活用。
- ・ 支援制度における申請等の手続きのオンライン化等による効率化、様式の標準化等を推進。

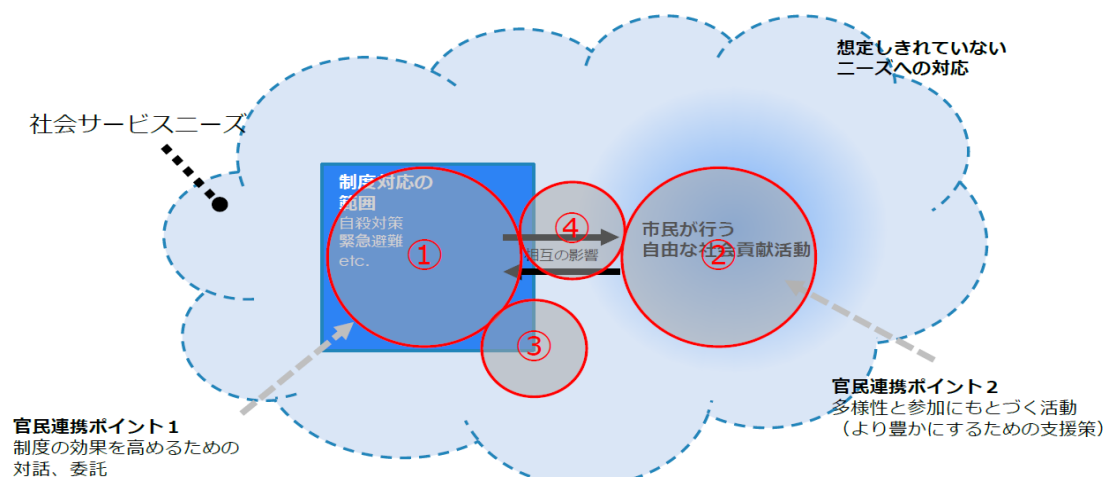
【参考】デジタルツール活用の事例

子ども宅食に関する情報をSNSを活用して提供。自治体の広報誌に NPO 等支援機関への SNS によるアクセス情報を掲載し、利用者は掲載された NPO 等支援機関へ SNS でアクセスすることで、個人情報等を要さずに直接つながり、広域での対応や 24 時間の受付を可能としている。

【支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか】

※目標③「(①②を踏まえた)国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・責務の概念整理」、目標④「各主体間の連携の姿の提示」

4つのアプローチ



山岡義典氏作成の図をもとに日本NPOセンターが改変

①「制度内」:いまの制度で不十分なところはないか、制度の委託や補助の出し方での課題は何か

(制度運用に関する主な意見)

- ・ 委託事業等の事務負担の軽減
 - ・ 予算事業への自治体の取組の促進(自治体の取組姿勢が現場への支援に影響)
 - ・ 予算執行(支払方法、費用対象)の柔軟化
 - ・ 支援活動の拠点や活動資金の不足に応じた制度設計
 - ・ 自治体における制度の活用方法や、支援を届けるための工夫についての情報共有
- (支援のあり方に関する主な意見)
- ・ 日常の場で当事者が語れる環境づくり
 - ・ 当事者を支援につなぐためのアウトリーチによる支援
 - ・ 様々な分野における福祉施設の多機能化

→ 国において、孤独・孤立対策の政策の目的と方向性、その実現のための具体的方策を明確にし、各府省の施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、所要の改善を図っていく。必要に応じて政策推進のための制度(法整備を含む)の検討も行う。

→ 国において、複数年契約の促進など、一定の取組が進捗。引き続き、行政(国、地方)において、NPO等と連携して、現場の実態をきめ細かく把握し、実態に即した施策を推進。

→ 国において、地方版プラットフォームの推進等を通じて、地方自治体の取組を後押しし、地域の実情に応じた取組を全国的に普及・展開。

②「制度外」:制度になっていない領域を担う民間団体等に対してどのような支援をしていくのがいいのか

(主な意見)

- ・ 制度外を取組を、どこまで広げるか、どう捉えるか、議論すべき。
- ・ 居場所づくりに取り組む人のエンパワー、中間支援組織が重要。ボランティアセンターや市民活動センターの下支えが必要。
- ・ 民間団体等の継続的な活動に向けては、行政による財政的支援のみならず、「寄付」文化を醸成することも必要。
- ・ 文化関係等の活動も、早期発見につながったり、地域と接点を持つという意義がある。

→ 民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等において、主たる活動を通じた協力に加えて、文化・芸術活動、スポーツ活動をはじめ、日常の様々な分野において、「弱目的」的なコミュニティの形成を推進。人と人との「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを、多様な形で推進。

→ 行政(国、地方)において、「孤独・孤立対策において、各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価し、その効果的な運用を推進する」という「重点計画」の基本方針を実践。

→ 行政(国、地方)において、本来の政策目的(例:生涯学習、地方創生など)による施策を推進し、当該取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価。(問題解決や成果達成に過度にこだわらない。)

→ 市民による自主的な活動やボランティア活動について、民間によるコーディネート機能への行政(特に地方)の側面支援と併せて、NPO 支援策・ボランティア促進策などを通じた活動の活性化や参加意識の向上を促進。

③「制度内外の境界」:制度外で民間団体が対応しているものについて、制度で対応すべきものは何か、制度内・外の分担や整理をどのようにすべきか

(主な意見)

- ・ 外から見えない人(例:発達障害のグレーゾーン)への支援を行う NPO への支援
- ・ 家族や企業の役割の縮小による制度とのすき間の部分(例:8050問題、ヤングケアラー)への、新たな民間の仕組み、新たな制度

→ 行政部門(国・地方の制度・政策)と民間部門(NPO 等、民間企業、地域住民)が、それぞれの役割を果たしつつ強みを活かす形での適切な組み合わせにより対応。

その際、制度外での民間の活動に対し、行政としても評価や制度の弾力的運用などにより対応。

新たな課題に対応できるよう、官民での対話の促進。

④「連携」：公的機関、民間団体等の連携の在り方、情報共有の在り方をどのようにすべきか
(主な意見)

- ・ 現場の団体における当事者の個人情報の共有
 - ・ 課題を可視化しないで知らない間に解決されるような、つながり作り(課題解決、成果の評価にはなじまない)
 - ・ 自治体の意思決定者の判断によって連携構築が左右されないようにする
 - ・ 行政は、制度だけでは対応できない課題について、地域の方々の協力を求め、事業化してきた。支援の実態を作り、個別支援を通じて、庁内連携と地域の協働を進めて、多様なプレイヤーの参画を促す形が考えられる。
 - ・ 多くの民間団体が地域で活動する中、行政(地方自治体)やコーディネート機能を持つ民間団体が仲介役となって、官民連携ならびに民間団体相互の対話・連携を促進することが必要。
 - ・ 個人情報の共有については、住所や氏名など個人が特定されるものは共有せず、どういった経済状況や課題があるのかなど、関係者が対応を検討するための情報のみを共有することから始めてもよい。
- 国において、個人情報の取扱い(支援対象となる当事者の個人情報を、その同意の下で、行政とNPO等が共有)に関する先行事例等の情報を提供・共有。(重点計画より)
- 行政(国、地方)において、「孤独・孤立対策において、各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価し、その効果的な運用を推進する」という「重点計画」の基本方針を実践。【再掲】
- 行政(国、地方)において、本来の政策目的(例：生涯学習、地方創生など)による施策を推進し、当該取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価。(問題解決や成果達成に過度にこだわらない。)(【再掲】)
- 国において、地方版プラットフォームの推進等を通じて、地方自治体の取組を後押しし、地域の実情に応じた取組を全国的に普及・展開。【再掲】
- 行政と民間団体の関係については、対等なパートナーシップを構築するという基本的な考え方(行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」であること)に立ち、広く多様な主体が参画し、つながりやすい関係となることを目指す。

※目標⑤、⑥については、引き続き議論。

⑤重点計画の施策・事業の運用改善(効果的な連携・組み合わせ)の例示

⑥(③④を踏まえて)足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」活動報告

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

担当幹事団体

社会福祉法人全国社会福祉協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会

認定特定非営利活動法人日本NPOセンター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

目標

- ①「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」の概念整理、主体間の認識共有
- ②「地域における包括的支援」の概念整理、主体間の認識共有
- ③（①②のファクトや議論を整理した上で、）国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の概念整理
- ④各主体間の連携の姿の提示
- ⑤重点計画の施策・事業の運用改善（効果的な連携・組み合わせ）の例示
- ⑥（③④を踏まえて）足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案

担当幹事会の開催

開催日時	参加者	議題
5/11(水)	・全国社会福祉協議会 高橋良太 ・全国社会福祉法人経営者協議会 宮内良樹 ・日本NPOセンター 吉田建治 ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田知志 ・内閣官房 石川賢司、田村真一様、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃 ・RCF 浦山泰之、渡辺朱音	・導入議論 ・今後の進め方の確認
5/27(金)	・全国社会福祉協議会 高橋良太 ・全国社会福祉法人経営者協議会 谷村誠 ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田	・論点整理 ・目標①～③の議論

	知志 ・内閣官房 石川賢司、田村真一、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃 ・RCF 前田絵麻	
6/3(金)	・日本NPOセンター 吉田建治 ・内閣官房 田村真一、大西連、高橋範充、吉川晃 ・RCF 浦山泰之・渡辺朱音	・論点整理 ・目標①～③の議論 ・資料作成のスケジュール調整
6/9(木)	・全国社会福祉協議会 高橋良太 ・全国社会福祉法人経営者協議会 宮内良樹 ・日本NPOセンター 吉田建治 ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田知志 ・内閣官房 石川賢司、田村真一、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃 ・RCF 浦山泰之	・論点整理 ・目標①～③の議論 ・分科会2(第1回)の企画、ロジ検討(プログラム案/時間配分/対象者、スケジュール等)
6/22(水)	・全国社会福祉協議会 高橋良太 ・全国社会福祉法人経営者協議会 谷村誠 ・日本NPOセンター 吉田建治 ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田知志 ・内閣官房 石川賢司、田村真一、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃 ・RCF 浦山泰之	・分科会2(第1回)の議事と資料の確認 ・幹事会の発表内容確認
9/28(水)	・全国社会福祉協議会 高橋良太 ・全国社会福祉法人経営者協議会 宮内良樹 ・日本NPOセンター 吉田建治 ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田知志 ・内閣官房 榊原毅、石川賢司、田村真一、澤瀬正明、大西連、吉川晃 ・RCF 浦山泰之	・「中間整理(案)」の議論
10/18(火)	・全国社会福祉協議会 高橋良太 ・全国社会福祉法人経営者協議会 宮内良樹 ・日本NPOセンター 吉田建治様 ・内閣官房 山本麻里、榊原毅、石川賢司、田村真一、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃 ・RCF 浦山泰之	・「中間整理(案)」の議論

分科会の開催

・議事次第・配付資料・議事録等は、内閣官房 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会2のウェブサイト(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/branch2022_2/index.html)を参照。

開催日時	参加構成員数	議題
6/27(月) 13:00～ 15:00	55名	(1)導入 ・分科会の目的／分科会2について (2)意見交換 (3)その他
10/21(金) 10:30～ 12:00	49名	(1)経過説明 ・分科会2について (2)意見交換 ・中間整理(案)について (3)その他

中間整理の確定に向けた動き

- ・担当幹事会の議論をもとに作成した中間整理(案)を、9/16に内閣官房孤独・孤立対策担当室より担当幹事団体に共有。
- ・10/21開催の第2回分科会にて、中間整理(案)を構成員に提示し意見交換を実施。また、中間整理の確定に向け、担当幹事団体に一任いただくことを合意。
- ・担当幹事団体にて、意見交換結果を中間整理(案)に反映。関係府省庁への確認を経て10/27に中間整理を確定。
- ・10/28に担当幹事団体が分科会を代表し、事務局へ報告。

以上

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第3回シンポジウム

「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」(案)

令和4年11月10日

■ 概要

- 日時: 令和4年12月12週～19週 13:30-16:00(仮)
- 場所: YouTube配信によるオンライン方式で開催(参加無料)
- 参加方法: オンラインフォームで受付 ※〆切: (調整中)

※本シンポジウムは令和4年度「孤独・孤立対策に資するNPO法人等の連携促進等に関する調査研究事業」の一環として開催します。

■ 趣旨

・現在の日本社会は、人口減少、単独世帯・非正規労働者の増加、地域社会の変容(社会的交流や助け合う関係の減少)、個人が抱える生活課題の多様化・複合化等に直面し、孤独・孤立が生まれやすい状況に置かれている。また、8050問題やヤングケアラー、生活困窮者の増加等の社会問題化は、家族や雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下するなか、介護保険制度や子育て支援が十分な社会の支えとなれていないことを示唆する。

・困りごととは一度抱えると複合的な困難さが雪だるま式に増えやすく、結果対処不能となり孤独・孤立に陥ることが想定される。分科会2では、こうした「緊急事態」に対してどのような支援が届けられるか、どのような支援や社会の環境整備が「日常」を支えられるかをテーマに、「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」を議論した。本シンポジウムでは、「制度内」、「制度外」、「制度の内外の境界のあいまいなところ」を踏まえた各主体間の連携の姿と今後の方策を考察する。

■ プログラム(案)

時間	コンテンツ	登壇者
14:00-	開会挨拶	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 ※調整
14:10-	「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介	・吉川晃氏(内閣官房孤独・孤立対策担当室)
14:20-	分科会2の紹介:現在の議論内容の報告	・宮内良樹氏(全国社会福祉法人経営者協議会)
14:40-	パネルディスカッション 「孤独孤立が生まれやすい社会における、各セクターの役割と連携(仮)」	【モデレーター】 ・大西連氏(内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与) 【パネリスト】 ・高橋良太氏(社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長) ・吉田建治氏(特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長) ・佐藤みと氏(神奈川県座間市長)【調整中】 ・田高悦子氏(北海道大学大学院 教授)
16:25-	閉会	事務局

■本事業、シンポジウムに関するお問い合わせ

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局(一般社団法人RCF内) 担当: 渡辺・浦山

電話: 03-6265-0164(渡辺携帯: 050-5897-1121/浦山携帯: 050-5897-4884)

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会3について

全国社会福祉協議会
自殺対策支援センターライフリンク
日本いのちの電話連盟
社会的包摂サポートセンター(よりそいホットライン)
生活困窮者自立支援全国ネットワーク

■目標

- ①統一的な相談支援体制の構想に対する論点整理：人材育成の強化に必要な取組の整理、相談体制の機関間の連携強化
 - ②相談と支援のつなぎ：スムーズな連携引継ぎ・仕組みの提案
- ・総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」事業と連携しつつ、上記の検討、事業の試行・分析・検証を行う。

■次回の「孤独・孤立相談ダイヤル」について

○12月1日(木) 12:00～12月2日(金) 12:00

- ・第1期、第2期を通じて相談ニーズの最も高い「孤独・孤立の悩み」に特化していのちの日(※)に合わせて実施。
※自殺予防活動の一環として、心の健康問題に関する正しい理解の普及や啓発を目的として定められた日。
- ・1週間ではなく、1日に限ることで、より広く相談にあたる方を募り、相談体制を強化。
- ・音声ガイダンスは1番「18歳以下の方」2番「18歳より上の方」に集約。
- ・専門分野については、必要に応じて、当該分野の支援団体につなぎ、折り返し電話で対応。

○12月28日(水)～1月4日(水)

- ・既存の窓口の多くが閉まり、利用者のニーズが高まる時期に実施。

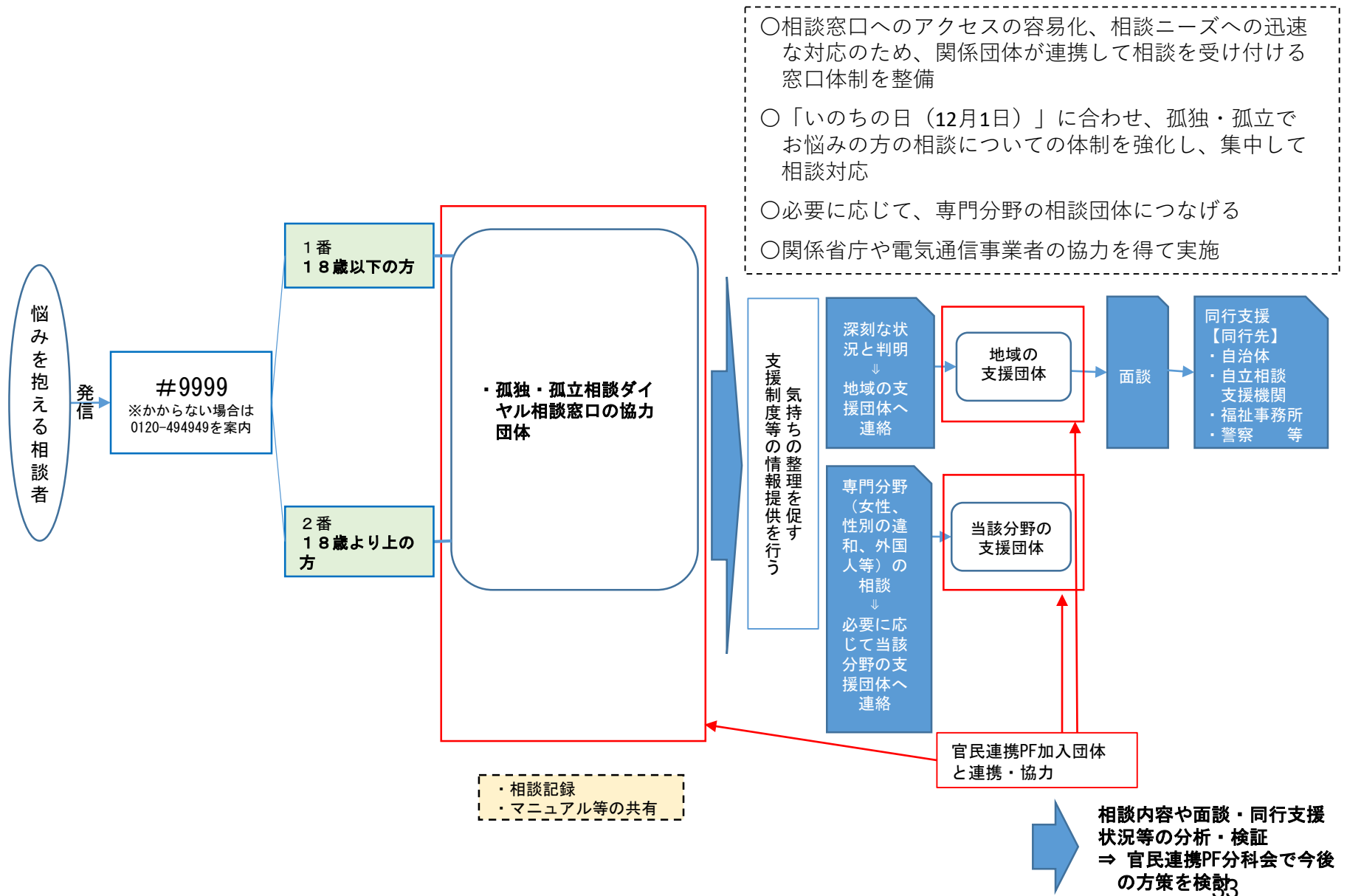
■今後の展開

- ・12月の試行については、さらに広報周知を行いつつ、準備を進める。
- ・12月を含め、これまでの試行結果の分析・検証を踏まえ、分科会3において、今後の方策について議論。

(参考)第1期、第2期の試行の実施状況 ※()内は第1期の数値

- ・利用者が選択した分野は、第1期、第2期とも「孤独・孤立での悩み」、「死にたいほどつらい」、「生活困窮」の順に多かった。それぞれ55%(56%)、31%(33%)、6.0%(8.0%)
- それらの応答率は、「孤独・孤立での悩み」は27.3%(10.5%)、「死にたいほどつらい」は78.6%(86.9%)、「生活困窮」は47.1%(12.6%)。

「孤独・孤立相談ダイヤル#9999」試行（12/1）イメージ図



- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、関係団体が連携して相談を受け付ける窓口体制を整備
- 「いのちの日（12月1日）」に合わせ、孤独・孤立でお悩みの方の相談についての体制を強化し、集中して相談対応
- 必要に応じて、専門分野の相談団体につなげる
- 関係省庁や電気通信事業者の協力を得て実施

こどく こりっ
孤独・孤立 相談ダイヤル（通話料無料）

～悩みをひとりで抱えている方へ～

12月1日（木）

昼12時

12月2日（金）

昼12時

誰にも頼れず、ひとりで
悩み事のかかえていませんか

つらいときは電話で
「#9999」にかけて
相談してみてください

9 9 9 9

（ かからない時は
0120-494949 へ
おかけください ）

内閣官房

こどく こりっ
孤独・孤立 相談ダイヤル（通話料無料）

18 歳以下のみなさんへ

12月1日（木）
昼12時

12月2日（金）
昼12時

心がもやもやしたり、
不安やなやみがあったりしたら、
電話で「#9999」にかけて、
「1番」を押して
話してみてください

9 9 9 9

（かからない時は
0120-494949 へ
おかけください）

内閣官房



令和 4 年度

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会について（案）

1. 開催時期、成立条件等

- ・ 令和 5 年 2 月下旬～3 月中旬（オンライン開催）
- ・ 定足数：会員過半数の出席
- ・ 議事採決：議決権のある出席会員の過半数の賛成（Zoom の「投票機能」を使用、または事前集約）

2. 議事次第（案）

1. 開会

2. 挨拶 大臣

3. 議長選出

4. 議題

（1）規約の変更（該当あれば）

（2）幹事の選出

（3）令和 4 年度事業報告

・ 総務、調査、広報、シンポジウム、幹事会、分科会 など

（4）令和 5 年度事業計画（案）

5. その他

6. 閉会

内閣官房孤独・孤立対策担当室

「人と人とのつながりに関する基礎調査」調査票情報の二次利用及び特別集計について

<調査票情報の二次利用について>

- 標記調査は、我が国における孤独・孤立の実態を把握する初の政府統計調査。
調査結果については、今後の施策の検討等に活かしていくことが期待されており、統計法では、学術研究や高等教育の発展など公益に資する目的の場合は、二次利用も認められている。

例：統計法第 33 条の 2 第 1 項

- 他方、上記の二次利用はオンサイトでの利用に限られており（有料）、NPO 等が活用する場合には、大学等研究機関との共同研究の形をとることが必要。

<提案>

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいては、分科会等において、今後の孤独・孤立対策の課題や対策について検討しているところであり、今後の孤独・孤立対策の検討に資すると考えられるデータについては、幹事会で整理した上で、統計法第 32 条に基づく調査実施者として、内閣官房が特別集計し、その結果を利用できるようにしてはどうか。
- 具体的には、別紙様式により、各幹事団体から希望を聴取。事務局で整理し、必要があれば（項目が多い場合など）、次回幹事会で調整することとしてはどうか。

「人と人のつながりに関する基礎調査」特別集計の希望

※別紙様式にて提出 締切 11月中

○団体名

○本件担当者・連絡先（電話番号、e-mail）

○具体的に希望する集計内容について

※符号表に基づき記載して下さい。

<https://www.e-stat.go.jp/microdata/data-use/on-site>

○上記の集計を希望する理由、狙い等

調査票情報の二次利用について

統計法では、原則として目的外での調査票情報の利用又は提供を禁止しているが、同種の統計調査の抑制や学術研究の発展など公益に資する目的において、二次利用を認めている。

利用形態 (法的根拠)	利用できる者	利用目的	備考
第32条	・調査実施者(行政機関、指定独立行政法人等)	・統計の作成等 (統計の作成又は統計的研究) ・名簿の作成	提供に係る相談、受付、複製等は調査実施者において対応 (統計センターに委託することも可能であるが、オンサイト施設内での利用に限定)
第33条第1項 第1号	・公的機関等(行政機関等、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社)		
第33条第1項 第2号	・公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者 ・公的機関等が公募の方法により補助する調査研究(科研費事業など)に係る統計の作成等を行う者 ・行政機関の長等が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等を行う者	・統計の作成等	オンサイト利用に限る ※有料 39
第33条の2第 1項	・学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者 ・高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者		

※オンサイト利用に関する事務については、統計法において、統計センターに委託することとされている

(事務の委託)

第37条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第33条の2第1項、第34条第1項又は前条第1項の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならない。

なお、2022年10月27日時点でのオンサイト施設は以下の18施設

東北大学	群馬大学	情報・システム 研究機構	一橋大学	多摩大学	東京大学
新潟大学	金沢大学	名古屋大学	滋賀大学	京都大学	大阪大学
神戸大学	岡山大学	香川大学	長崎総合科学大学	統計データ 利活用センター	統計センター

「人と人のつながりに関する基礎調査」特別集計の希望調書

【提案者情報】

団体名	
担当者名	
電話番号	
e-mail	

【集計を希望する理由、狙い等】

--

注) 下記2～6には、符号表の項目番号及び項目名を記載。適宜、行を追加し、連番を振る。

1	2	3	4	5	6	7
連番	集計条件 (特定のレコードに限定する場合に設定)	表頭項目	表側項目 (注) MAX 3 重クロスまでとする。基本的に「無回答」は表章しない。			備考
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

「人と人のつながりに関する基礎調査」特別集計の希望調査

【提案者情報】

団体名	× × × ×
担当者名	〇〇〇〇
電話番号	XX-XXXX-XXXX
e-mail	xxxx.yyyy.zzz@abc.ne.jp

【集計を希望する理由、狙い等】

・連番1～4は、R3調査結果の概要における図1－61、図1－62について、性又は年齢別の詳細分析を行うもの ・連番5～8は、R3調査統計表第1－19表に関して、孤独感を分析軸に移し、孤独感と経験した出来事の関係の分析を行うもの ・連番9～11は、行政やNPO等からの支援を受けていない者に対し、性・年齢、現在の職業、年収といった属性情報と、受けていない理由の関係の分析を行うもの ・連番12～15は、孤独感に影響を与えている相談相手の有無と、相談することの感情と他者への手助けとの関係の分析を行うもの

注) 下記2～6には、符号表の項目番号及び項目名を記載

1	2	3	4	5	6	7
連番	集計条件 (特定のレコードに限定する場合に設定)	表頭項目	表側項目 (注) MAX 3 重クロスまでとする。基本的に「無回答」は表章しない。			備考
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	
1	なし	問22 孤独であると感じた時期 [117]	問 2 性別[5]	UCLA孤独感尺度階級 [115]		性別「計」を表章し、「その他」は表章しない
2	なし	問22 孤独であると感じた時期 [117]	年齢階級 8 区分[3]	UCLA孤独感尺度階級 [115]		年齢階級「計」を表章する
3	なし	問22 孤独であると感じた時期 [117]	問 2 性別[5]	問21 孤独であると感じること[116]		性別「計」を表章し、「その他」は表章しない
4	なし	問22 孤独であると感じた時期 [117]	年齢階級 8 区分[3]	問21 孤独であると感じること[116]		年齢階級「計」を表章する
5	なし	問23 孤独に至る前に経験した出来事[118～133]	問 2 性別[5]	UCLA孤独感尺度階級 [115]		性別「計」を表章し、「その他」は表章しない
6	なし	問23 孤独に至る前に経験した出来事[118～133]	年齢階級 8 区分[3]	UCLA孤独感尺度階級 [115]		年齢階級「計」を表章する
7	なし	問23 孤独に至る前に経験した出来事[118～133]	問 2 性別[5]	問21 孤独であると感じること[116]		性別「計」を表章し、「その他」は表章しない
8	なし	問23 孤独に至る前に経験した出来事[118～133]	年齢階級 8 区分[3]	問21 孤独であると感じること[116]		年齢階級「計」を表章する
9	問14 民間団体からの支援の有無[70] が2	問14- 3 支援を受けていない理由 [83～91]	問 2 性別[5]	年齢階級 8 区分[3]		性別「計」及び年齢階級「計」を表章する
10	問14 民間団体からの支援の有無[70] が2	問14- 3 支援を受けていない理由 [83～91]	問 6 現在の仕事の種類 [24]			現在の仕事の種類「計」を表章する
11	問14 民間団体からの支援の有無[70] が2	問14- 3 支援を受けていない理由 [83～91]	問 8 世帯年収[26]			世帯年収「計」を表章する
12	問15 相談相手の有無 [92] が1	問16 不安や悩みを相談すること [102～109]	問 2 性別[5]	問17 周囲への声掛け や手助け[110]		年齢階級「計」を表章する
13	問15 相談相手の有無 [92] が1	問16 不安や悩みを相談すること [102～109]	年齢階級 8 区分[3]	問17 周囲への声掛け や手助け[110]		年齢階級「計」を表章する
14	問15 相談相手の有無 [92] が2	問16 不安や悩みを相談すること [102～109]	問 2 性別[5]	問17 周囲への声掛け や手助け[110]		年齢階級「計」を表章する

15	問15 相談相手の有無 [92] が2	問16 不安や悩みを相談すること [102～109]	年齢階級8区分[3]	問17 周囲への声掛け や手助け[110]		年齢階級「計」を表章する
----	---------------------	-------------------------------	------------	--------------------------	--	--------------

令和4年度第2次補正予算（案）における 孤独・孤立対策関係予算について

令和4年11月
内閣官房孤独・孤立対策担当室

総合経済対策における孤独・孤立対策

1 各種支援策を届けるための環境整備 【内閣官房】

○ 地域における孤独・孤立対策のモデル構築

・地方自治体が主体となった地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を通じた連携モデルを構築し、全国展開を推進。

○ 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

・相談機関の連携を強化した相談窓口を設け、孤独・孤立に関する様々な相談を受けつつ、相談データの整理、分析、検証を行い、本格稼働に向けたモデルを構築。

○ 声を上げやすい社会の実現に向けた広報の強化

・官民連携プラットフォーム分科会の検討結果等を踏まえ、広報活動や普及啓発等を強化。

7億円

2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【関係府省】

地域における取組モデル構築を通じた支援【内閣官房】

・NPO等による孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的な取組への支援を新たに実施。
【地域における孤独・孤立対策実証調査（新規）】 1億円

こどもの居場所づくり【内閣府、内閣官房・厚生労働省】

・NPO等が行うこどもの居場所づくりに係る地方公共団体による支援について、食事、食料等の提供を行う支援を強化するため補助上限額を引上げ。
【地域子供の未来応援交付金】 20億円

・NPO等が行う居場所づくり等への効果的な支援方法等を検討するためのモデル事業を創設。
【NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（新規）】 2億円

女性に寄り添った相談支援【内閣府】

・地方自治体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業等への支援。また、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げ、男女共同参画社会を実現するため、男性の孤独・孤立の悩みなどに係る「男性相談支援」を新規メニューとして追加。
【地域女性活躍推進交付金】 3億円

生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

・孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続。
【生活困窮者等支援民間団体活動助成事業】 5億円

・NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を継続。
【新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金】 10億円

フードバンク支援・食育の推進【農林水産省】

・こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの食品受入れ・提供の拡大や、食品供給元の確保等の課題を解決するための専門家を派遣する支援の予算を拡充。
【食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策】 3億円

・こども食堂等の共食の場の提供やこども宅食における日本型食生活の普及・啓発などの食育の取組の支援を強化。
【消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」】 5億円

住まいの支援【国土交通省】

・NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援の予算を拡充。
【居住支援協議会等活動支援事業】 2億円

地域における孤独・孤立対策実証調査（孤独・孤立対策担当室）

令和4年度補正予算額 3.5億円

事業概要・目的

- 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、原因や背景が多岐にわたり複雑に絡みあう孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境でのつながりの強化や居場所の確保が予防や早期対応の観点からも重要です。
- このため、地域における官民連携モデルや孤独・孤立問題への日常生活環境での早期対応や予防に資する取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行います。

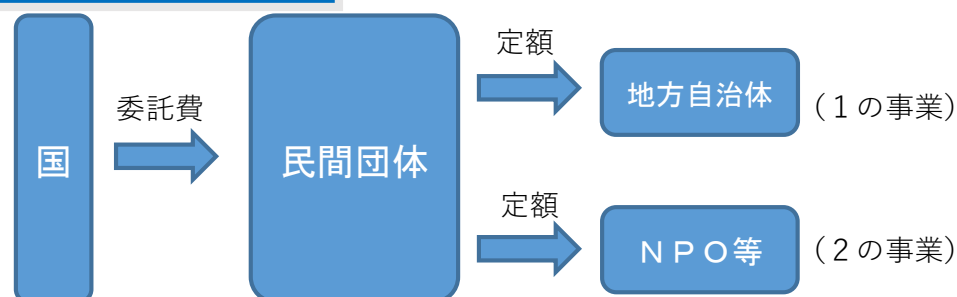
事業イメージ・具体例

- 1 地域連携推進モデル事業 2.3億円
・ 地方自治体が主体となった孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備への支援【1. 各種支援策を届けるための環境整備】
- 2 地域包括支援モデル事業 1.2億円
・ NPO等が主体となった孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的取組への支援【2. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援】

取組例

孤独・孤立の未然防止に資する市民や多様な主体のつながりの創出	農業、文化・芸術活動、スポーツ等の地域活動への参加や交流を通じたつながりの創出
制度の狭間への対応	中高年者や生きづらさを抱えた者の居場所づくり
属性や制度を超えた横断的な支援	高齢者、生活困窮者、外国人など生活課題を抱える地域住民の見守り

資金の流れ



期待される効果

新しい政策分野である地域における孤独・孤立対策の取組モデルの開発・蓄積が進み、全国への波及が進みます。

孤独・孤立相談ダイヤル等の本格実施に向けた環境整備（孤独・孤立対策担当室）

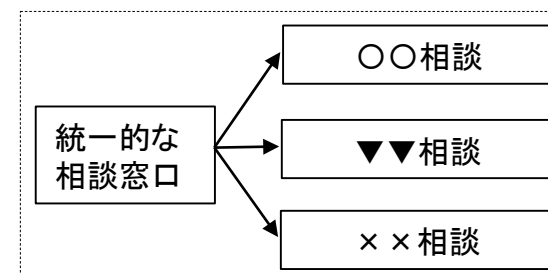
令和4年度補正予算額 3.3億円

事業概要・目的

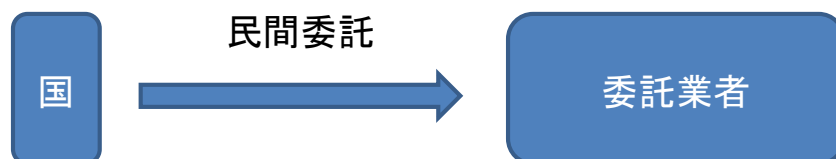
- コロナ禍の影響の長期化に伴い孤独・孤立の問題が深刻化している中、困難を抱える方向けの様々な相談窓口が存在するが、複雑・多様化する課題へ迅速な対応が求められています。相談支援機関間の連携強化を図りつつ、孤独・孤立相談ダイヤルのモデル構築等に資するデータの整理、分析、検証を行い、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会の実現に取り組みます。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームと連携した実施体制の検討や試行の実施、その調査等を行い、本格実施に向けた孤独・孤立相談ダイヤル等のモデルを構築するなどの環境整備を行います。

事業イメージ・具体例

- 統一的な相談窓口を設け、全国からの相談を受け付けます。
- 相談を受け付ける各NPO等間の連携を強化し、各種相談に迅速な対応をします。
- 相談データの整理、分析、検証を行い孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会の実現に取り組みます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立相談ダイヤル等の試行実施、周知広報による認知度の向上及び相談支援機関間の連携強化を図り、将来的な孤独・孤立相談ダイヤル等のモデル構築などの環境整備に寄与します。

声を上げやすい・声をかけやすい環境整備（孤独・孤立対策担当室）

令和4年度補正予算額 1億円

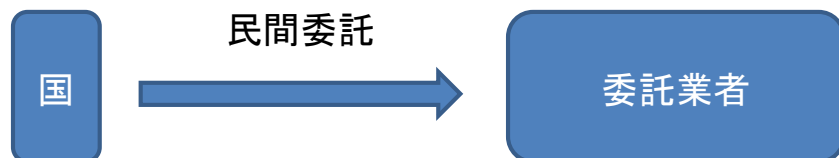
事業概要・目的

- 孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るもので、問題を抱えた当事者に対処するだけでなく、予防の観点が重要です。孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）では、「声を上げやすい環境整備」を行うこととされています。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの分科会において、「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方について検討を行いました。
- この分科会の検討結果等を踏まえ、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくため、積極的な広報や普及啓発等に取り組めます。

事業イメージ・具体例

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの分科会と連携して効果的な広報や普及啓発等の方法を検討します。
- 各種ツールを活用し、広報や普及啓発等を行うことで孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていきます。
 - ・ 特設サイトの設置
 - ・ 動画コンテンツ作成
 - ・ SNS発信
 - ・ ポスターの作成
 - ・ キャンペーン 等

資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立についての理解・意識や機運が社会全体で高まり、孤独・孤立の当事者に支援情報が届くようになるとともに、相談しやすい社会の形成につながります。

① 施策の目的

現下の物価高騰の影響を踏まえ、こども食堂や宅食、フードバンク等、食事、食材等の提供を伴う事業（以下「食材等の提供を伴う事業」）を早急に拡大し、経済的に困難を抱える家庭のこどもたちに対する支援を強化します。

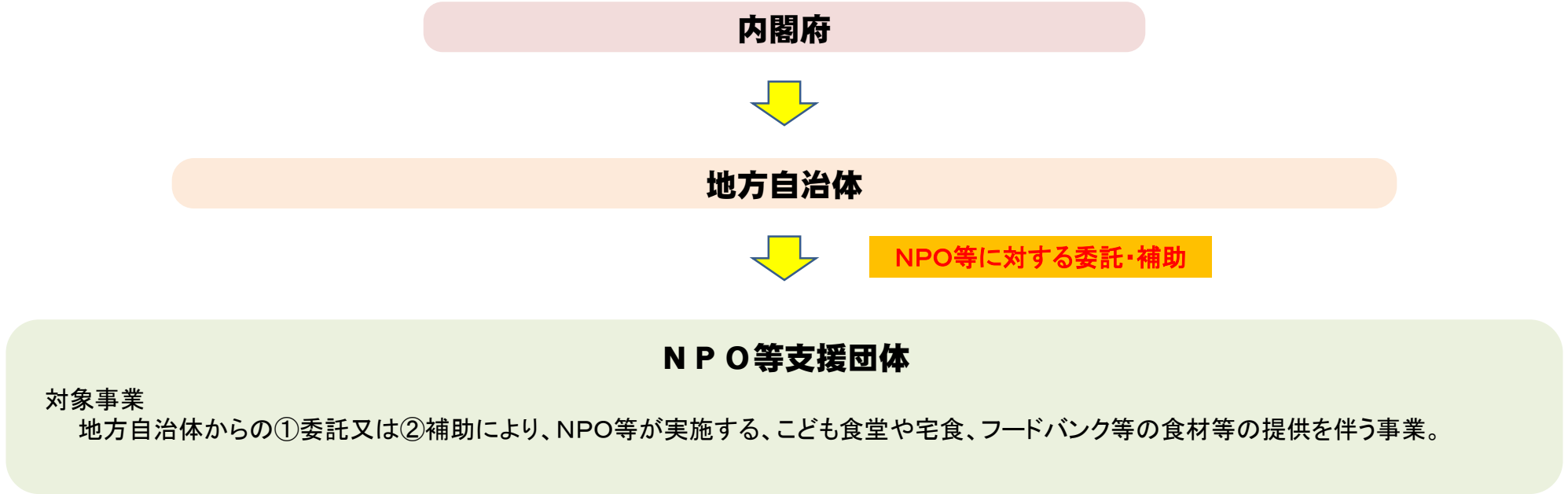
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ					Ⅳ				
1	2	3	1	2	1	2				3	1	2	3	4	5
						(1)	(2)	(3)	(4)						
○										○					

③ 施策の概要

NPO等を通じたこどもの居場所づくり等を実施する自治体を支援します。

④ 施策のスキーム図



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

物価高騰の中、子供・子育て策として、地域の実情に応じたこどもの居場所づくりなどにおいて、食材等の提供を伴う事業に重点を置いた事業が実施されることにより、「子供の貧困対策大綱」や「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づくこどもの貧困対策に係る政府の政策パッケージの実効性が高められるとともに、経済的に困難を抱える家庭の負担軽減が期待されます。

趣旨・目的

- 昨年末に閣議決定した「基本方針」において、今後のこども政策の基本理念として、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長」できるようにすることを掲げている。
- これに基づき、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討する。

事業の内容

- NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 屋外において子ども達が自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）の実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子やない子も遊び、交流し育ち合う場の実施

実施主体

- 都道府県又は市町村（民間等への委託可）等

補助率

- 定額（10／10相当） ※子ども・子育て支援対策推進事業費補助金で実施

地域女性活躍推進交付金（男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

4年度補正要求額 6. 8億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係3. 4億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- コロナ下において、その影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 5次計画では指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めることとされており、役員・管理職への女性登用のパイプラインを全国津々浦々に拡げていくことが必要です。
- コロナの長期化により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- （1）活躍推進型 2. 3億円 【補助率】2分の1
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- （2）デジタル人材・起業家育成支援型
1. 0億円 【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- （3）寄り添い支援・つながりサポート型 3. 4億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- （A）寄り添い支援型プラス 【補助率】2分の1
（B）つながりサポート型（NPO活用特化） 【補助率】4分の3
（C）男性相談支援型 【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職となる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、コロナ下で困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（令和4年度補正予算）

令和4年度補正予算
(案)

5億円

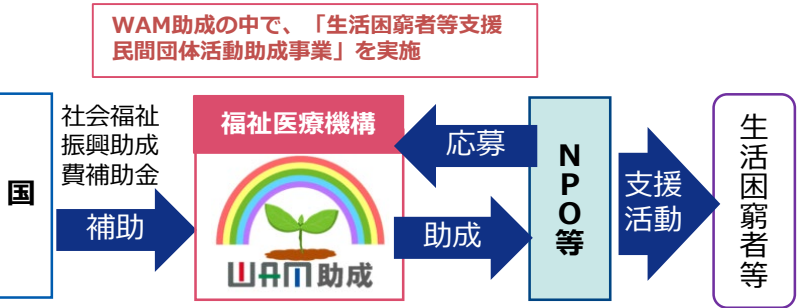
事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援することを目的とする。

事業内容

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、NPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して重点的に支援を行うために、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）の中で「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を実施する。

事業スキーム図



助成事業概要

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	①新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤独・孤立に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業 ②上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業	
範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業
助成金額	50～700万円	50～900万円 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合 上限2,000万円
助成対象者	次のすべての要件を満たす団体とする。 (1) 社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体 社会福祉法人、医療法人、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）、NPO法人（特定非営利活動法人）、一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人）、その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (2) 生活困窮者やひきこもり状態にある者等（以下「生活困窮者等」という。）に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。 (3) 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等を支援するための連携体制を有すること。	

詳細情報
(WAMホームページ)

【準備中】

1 事業の目的

依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

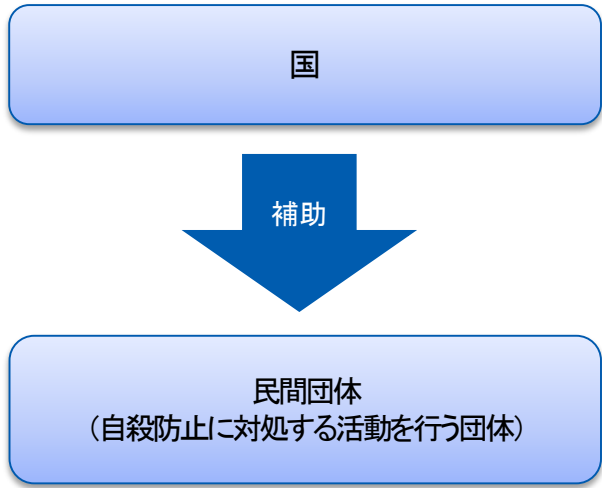
自殺防止対策事業（民間団体）

- 相談体制の強化
民間団体が実施する電話や、LINE、ウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成
電話やSNS等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化
自殺相談窓口等に関する積極的な周知



3 実施主体

- 実施主体：民間団体
- 補助率：国：10／10



＜対策のポイント＞

食品原材料価格が高騰する中、コストの削減を通じて価格高騰の抑制に資する食品ロスの削減が重要となっています。フードバンク活動を通じた食品ロス削減を図るため、**フードバンク等に対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援するとともに、フードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資するよう、専門家派遣、マッチング・ネットワーク強化を支援します。**

＜事業目標＞

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

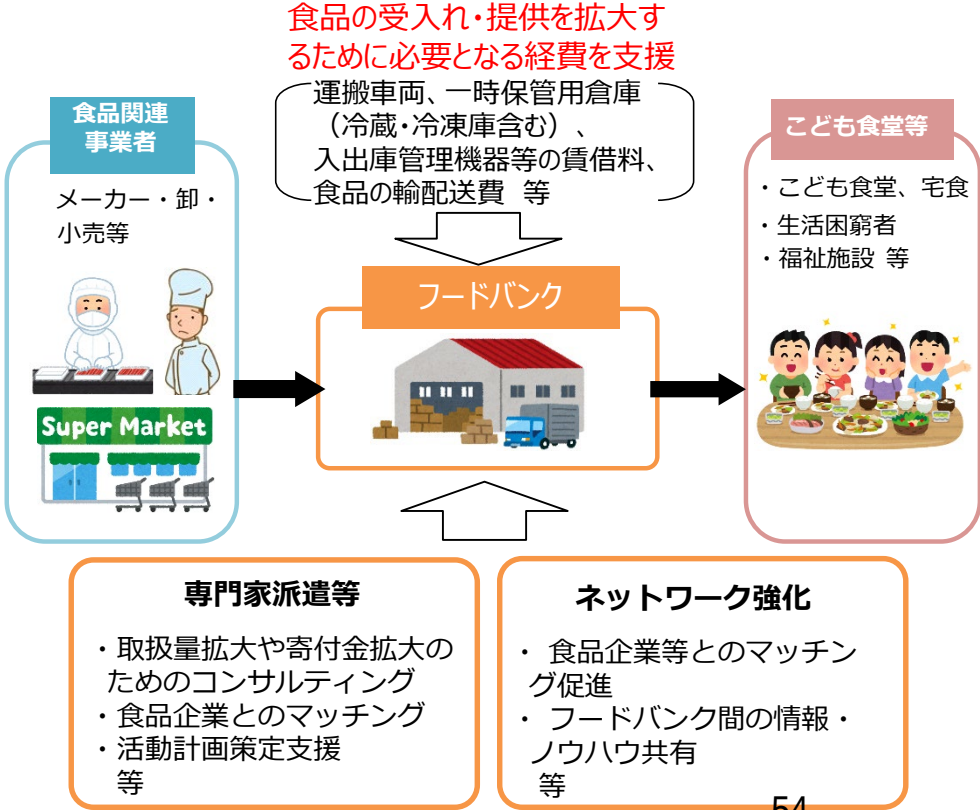
フードバンク等に対して、こども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

2. 専門家派遣等及びネットワーク強化

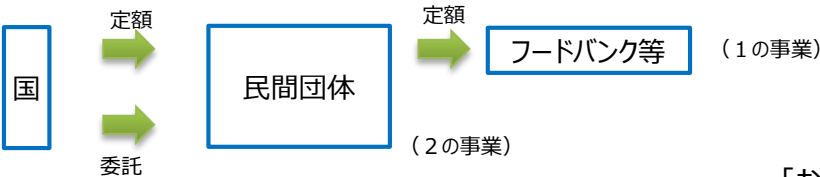
全国各地のフードバンクからの求めに応じて、フードバンクにおける食品の取扱量拡大、食品提供元となる企業や食品提供先となるこども食堂等とのマッチング、活動計画策定等に必要となるノウハウ獲得を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品企業やこども食堂等とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、**フードバンク等のネットワーク強化のサポート**を実施します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

こども食堂等の共食の場は、他者と楽しく食べる、食事マナーを学ぶなど食育活動の場として重要です。今般の物価高騰によって、こども食堂等の運営に影響及び支障が生じていることから、その活動支援の拡充・強化を行います。また、地元食材や栄養バランスに関する知識を学ぶ食育を普及するため、学校における食育支援を強化します。

<政策目標>

食育推進基本計画の目標の達成

「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合」、「学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合」

<事業の内容>

地域の関係者等が連携して取り組む「地域における共食の場の提供」等の食育の取組を支援します。また、学校における食育活動の取組も支援します。

1. 地域での食育の取組

①地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

②地域食文化の継承や日本型食生活の実践

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けて、調理講習会等の開催やこども食堂やこども宅食を通じた取組を支援します。

③農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

2. 学校における食育の取組

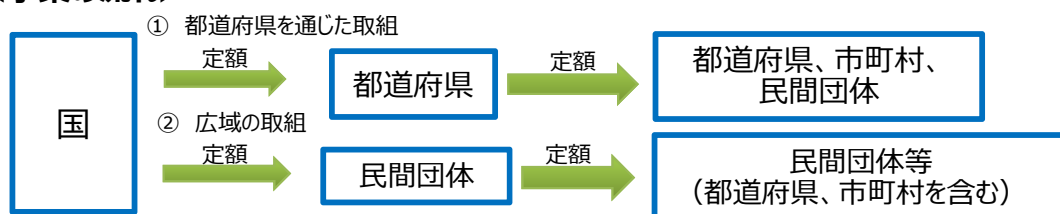
①学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

②農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標（食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合
(令和3年度:42.7%、令和7年度目標値:75%以上)
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合
(令和3年度:37.7%、令和7年度目標値:50%以上)
- ・学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合
(令和3年度:74.5%、令和7年度目標値:90%以上)

目標の達成に資する
地域等の取組を支援

支援事業(例):地域での食育の取組



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



農林漁業体験機会の提供

支援事業(例):学校における食育の取組



学校給食における地場産物活用の促進
和食給食の普及



農林漁業体験機会の提供

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

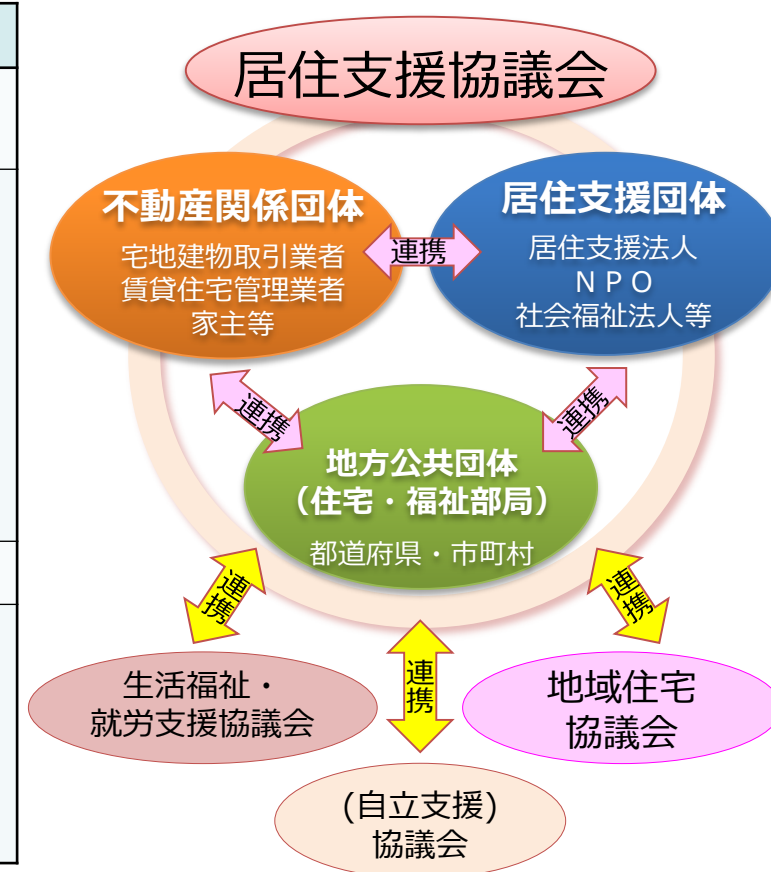
[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

居住支援協議会等活動支援事業

令和4年度当初予算：
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数
令和4年度コロナ予備費等:3.04億円 令和4年度補正予算:2.23億円

深刻化する社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯や子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対して、NPO法人等が実施する入居支援等の活動について、長期化するコロナ禍や物価高騰の影響による相談件数の増加等に対応するため、補正予算により追加的な支援を行う。 ※住宅確保要配慮者:低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または 賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合 は 12,000千円/協議会等 ）



居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況:119協議会(全都道府県・77市区町)が設立(R4.9.30時点)

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・設立状況:589者(47都道府県)が指定(R4.9.30時点)